平成２２年（フ）第５９６号
埼玉県飯能市大字岩沢256番地
破産者　株式会社エレックス
1　破産債権の届出期間　平成23年３月４日まで
2　一般調査期日　平成23年４月27日午前10時
平成23年１月12日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５９７号
埼玉県所沢市緑町４丁目28番地40―803号、前住所埼玉県所沢市緑町４丁目37番10号
破産者　村山　義朗
1　破産債権の届出期間　平成23年３月４日まで
2　一般調査期日　平成23年４月27日午前10時
平成23年１月12日
さいたま地方裁判所川越支部

債権者集会招集

平成２２年（フ）第４７８０号
大阪市北区同心２丁目９―５―805、開始決定時の本店所在地大阪市北区同心２丁目２―１―805
破産者　株式会社ジャパンプランテック
1　期日　平成23年２月22日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年１月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１号
愛知県安城市横山町寺下13番地７
破産者　三浦　相造
1　期日　平成23年３月７日午後４時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年１月13日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

債権者集会等続行期日

平成１９年（フ）第１３０号
香川県高松市国分寺町新名1398番地２
破産者　壺谷　　昇
主文　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日を平成23年２月17日午前11時と定める。
平成23年１月11日　　高松地方裁判所民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第４０号
石川県鳳珠郡穴水町字川島イの15番地
破産者　堀岡　裕子
異議申述期間　平成23年３月８日まで
平成23年１月13日　金沢地方裁判所輪島支部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第４号
北海道三笠市幾春別栗丘町16番地
清算会社　株式会社邦梅園
代表清算人　秋元　　**隆**
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　清算会社につき特別清算の開始を命ずる。
札幌地方裁判所岩見沢支部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２０６６号
東京都文京区後楽１丁目４番14号
清算株式会社　サイボウズ・メディアアンドテクノロジー株式会社
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第１０号
新潟市中央区鳥屋野215番地８
清算株式会社　株式会社ドラッグマックス
代表清算人　井浦　康晴
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
新潟地方裁判所第１民事部

更生手続終結

平成２１年（ミ）第１号
東京都新宿区新宿２丁目６番４号
更生会社　株式会社クリード
管財人　宗吉　敏彦
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画の定めにより認められた金銭債権総額の３分の２以上が弁済され、更生計画に不履行が生じていない。
東京地方裁判所民事第８部

船舶所有者等責任制限手続開始

次の船舶所有者等責任制限手続事件について、以下のとおり責任制限手続を開始した。

平成２２年（船）第１号
神戸市中央区京町70番地
申立人　井本船舶株式会社
1　責任制限手続開始決定の年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　責任制限手続開始決定の主文
別紙１記載の船舶に係る別紙２記載の事故から生じた物の損害に関する債権について責任制限手続を開始する。
3　供託委託契約に係る一定の金額の総額
１億3629万1319円
4　管理人　神戸市中央区海岸通８　神港ビル７階　神戸海都法律事務所　弁護士　滝澤　功治
5　申立人及び知れている受益債務者の氏名又は名称並びにこれらの者と事故に係る船舶との関係　別紙３記載のとおり
6　制限債権の届出期間　平成23年３月31日まで
7　制限債権の調査期日　平成23年５月24日午後３時　神戸地方裁判所１階　第１債権者集会室
8　申立人に対する制限債権（２記載の債権）を有する者は、その債権を６記載の届出期間内に届け出なければならない。
（別紙１）
船舶の表示
船　　名　いくた
船舶の種類　汽船
船　籍　港　兵庫県神戸市
船　　質　鋼
総トン数　749トン（国際総トン数2064トン）
機関の種類及び数　ディーゼル機関１個
推進器の種類及び数　ら旋推進器１個
進水の年月　平成18年４月
共　有　者　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
（持分100分の80）
井本船舶株式会社
（持分100分の20）
（別紙２）
事故の表示
1　発生日時　平成22年２月26日午後７時から同日午後９時ころ
2　発生場所　三重県尾鷲市古江町古江港沖賀田湾内飛鳥浦古江漁港沖500～600メートル付近（水深45～50メートル）
3　事故の態様　別紙１記載の汽船いくた（以下「本船」という）は、神奈川県京浜港横浜から兵庫県阪神港神戸に向け航行中、荒天避難のため三重県賀田湾内に投錨したが、強風のため上記２記載の発生場所で走錨・転錨を繰り返していた際に、本船の錨が、上記２記載の発生場所において、みえ尾鷲海洋深層水海底取水管（以下「本件取水管」という）に接触した。
4　事故後の状況　本船の錨が本件取水管に接触したため、本件取水管が屈曲し閉塞状態となり、みえ尾鷲海洋深層水取水施設において取水ができなくなった。
（別紙３）
申立人及び知れている受益債務者の氏名又は名称並びにこれらの者と事故に係る船舶との関係
申　立　人　井本船舶株式会社
（本船所有者）
受益債務者　山市　揮一（別紙２記載の事故当時の本船船長）
受益債務者　井本商運株式会社（別紙２記載の事故当時の本船定期傭船者）
受益債務者　株式会社イコーズ
（別紙２記載の事故当時の本船船長山市揮一の別紙２記載の事故当時の雇用者）
神戸地方裁判所第３民事部

監督命令

平成２２年（再）第３号
群馬県前橋市天川原町１丁目44番地11
再生債務者　株式会社清友
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　群馬県前橋市大手町３丁目17番20号　丸山法律事務所　弁護士　丸山　和貴
平成23年１月11日　　前橋地方裁判所民事部